



春は、異動のシーズンです。進学などを機に、生まれ育ったふるさと沼田を離れる人、新たに社会人となるフレッシュマン、長年勤めた職場を退職して第二の人生をスタートする人、それぞれの皆さんがそれぞれの希望を胸に、新しい生活が始まるうとしています。

そこで、どうしても忘れてほしくないのが健康保険の手続きです。節目ごとに必要になるさまざまな手続きを国民健康保険を中心にお知らせします。

皆さんへ 健康保険の手続き

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3132・3133

国保に入るとき

退職などによって、これまで加入していた健康保険の保険証が使えなくなった場合は、次のいずれかの手続きによって、保険に加入する必要があります。

- ①任意継続制度の被保険者になる(退職した職場の健康保険の被保険者になる。退職の翌日から最長2年間)
- ②家族が加入している健康保険の被扶養者になる(被扶養者の収入や同一世帯であることなどの条件があります)
- ③国民健康保険に加入する

国保をやめたとき

国保以外の健康保険に加入した場合、新しい健康保険の資格を取得した日から、国保の保険証は使えなくなります。

診療を受けるときに、誤って国保の保険証を使ってしまった場合などは、医療費の7割(高齢受給者証を受けている人は7割)を併せて提示してください。

保険証の提示を

診療を受けるときは、必ず加入している健康保険の保険証(国保では被保険者証)を医療機関の窓口で提示し、確認を受けてください。医療機関は、保険証に記載されている保険者を確認し、その保険者に費用を請求しますので、受診の際は、保険証を忘れずに提示してください。

70歳以上の人は、高齢受給者証も併せて提示してください。

った日から14日以内に、国保の窓口で手続きをお願いします。

国民健康保険に加入するときに用意していただくもの

国保の加入手続き	手続きに必要なもの
○退職など、職場の健康保険をやめたとき	①健康保険離脱証明書(職場の健康保険の資格がなくなったことを、もとの勤務先に証明してもらうもので、離職票ではありません)
○健康保険の扶養から外れたとき	②印鑑 ③世帯主と加入する人のマイナンバーカードまたは通知カード ④窓口で手続きをする人の運転免許証など、本人を確認できるもの ※退職理由が解雇などの場合は、非自発的失業者として国保税が軽減される場合があります。窓口でご相談ください
○任意継続の健康保険の被保険者期間が満了するとき	①健康保険組合または協会けんぽからの資格喪失証明書(通知書) ②印鑑 ③世帯主と加入する人のマイナンバーカードまたは通知カード ④窓口で手続きをする人の運転免許証など、本人を確認できるもの
○他の市区町村から転入し、引き続き国保に加入するとき	①前住所地で発行された転出証明書(国保資格が記載してあります) ②印鑑 ③世帯主と加入する人のマイナンバーカードまたは通知カード ④窓口で手続きをする人の運転免許証など、本人を確認できるもの

シリーズ国保⑧

新生活をスタートする 知っておきたい

健康保険が変わったとき

国保に限らず、転職などで健康保険が変わったとき(協会けんぽ↓共済組合、協会けんぽ↓健康保険組合など)にも、保険証の提示と確認が適切に行われないと、後日、費用の返還を求められる場合があります。

新しい保険証ができるまで、時間がかかる場合もありますので、職場の保険担当者に相談してください。

市外に転出するとき

沼田市から転出する人は、転出先の市区町村で国保への加入

学生用の保険証

家族と離れて暮らす学生のために、学生用の保険証があります。学生用保険証を持っている人は、引き続き家族と同一世帯の国保加入者となりますので、転出先で国保に加入する必要はありません。

学生用保険証の有効期間は、

沼田市に転入したとき

継続して国保に加入する人が沼田市に転入したときには、転入日に前の住所地の国保の資格を喪失し、転入届と同時に加入手続きを行います。

また、転入と同時に新たに国保に加入するなど、健康保険の加入資格が変わる場合には、別に手続きが必要となります。

転出入の国保税

転入・転出したときの国民健康保険料は、その月から新しい住所地の市区町村で課税されることとなります。

例えば、3月20日にA市から沼田市へ転入した場合は、3月の国保税から沼田市で納めていただくこととなり、A市へ納税する必要はありません。例の場合には、3月分の国保税の納入通知書が4月に送付されます。

手続きを忘れずに



住所異動の手続きをご紹介します

年度の変り目となる3月から4月にかけては、転勤や就職、進学などで住所を移す人が多く、市役所の窓口が大変混み合います。

いざ、引っ越しとなると、荷造りやご近所へのあいさつに加えて、電気や上下水道、ガスの手続きや郵便物など、あれもこれも大忙し。そんなときに、少しでもお待たせしないように、住所異動に必要な手続きをご紹介します。

手続き	届け出の期限など
転出届(国外を含む市外へ引っ越しするとき)	引っ越し先が決定したら、あらかじめ届け出てください
転入届(他の市区町村から市内に引っ越したとき)	前住所地の市区町村長が発行した転出証明書を持参し、住所を定めた日から14日以内に届け出をしてください
転居届(市内で住所を移したとき)	住所を定めた日から14日以内に届け出をしてください
世帯変更届(世帯主の変更や世帯を合併・分離したとき)	世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください

届け出に必要な本人確認

届け出には、印鑑のほか次のような本人確認書類が必要です

- ①運転免許証②パスポート③マイナンバーカード
 - ④身体障害者手帳など国または地方公共団体が発行した写真付き身分証⑤健康保険証⑥年金手帳⑦年金証書など
- ※代理人による届け出は、委任状など代理権を確認できる書類が必要になります

マイナンバーの手続き

住所を異動したときは、マイナンバーカードや通知カードの記載事項を変更する必要があります。転入、転居の際には、これらのカードをお持ちください。詳しいことは、市民課市民戸籍係 ☎内線 3125へ